

令和5年和光市農業委員会8月総会会議録

和光市農業委員会

令和５年和光市農業委員会８月総会日程

令和５年８月２５日（金曜日）午後３時３０分開会

日程第１ 開 会

日程第２ 開 議

日程第３ 議事録署名委員の指名 ４番 本多 修委員 ５番 成田真理子委員

日程第４ 提出議案 議案第２４号 農地法第４条許可申請について
議案第２５号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
議案第２６号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について
議案第２７号 農用地利用集積計画の決定について
議案第２８号 農用地利用集積計画の決定について
議案第２９号 農用地利用集積計画の決定について
議案第３０号 農用地利用集積計画の決定について
議案第３１号 農用地利用集積計画の決定について
議案第３２号 農用地利用集積計画の決定について
議案第３３号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

日程第５ 協議事項 ①令和５年和光市農業委員会９月総会の日程について
②市民まつり農産物共進会の開催方法について
③その他

日程第６ 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③その他

日程第７ 閉 会 午後５時２０分

出席委員（１０名）

1 番	新 坂 篤 司 君	2 番	富 岡 和 樹 君
3 番	富 岡 浩 之 君	4 番	本 多 修 君
5 番	成 田 真理子 君	6 番	小 寺 淳 一 君
7 番	吉 田 成 実 君	8 番	田 中 和 巳 君
1 0 番	井 口 俊 彦 君	1 1 番	浪 間 兼 三 君

欠席委員（１名）

9 番	富 澤 孝 子 君
-----	-----------

開会 午後 3時30分

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） 皆様、こんにちは。

ただいまから令和5年和光市農業委員会8月総会を開催いたします。

なお本日、富澤孝子委員から所用により欠席の連絡をいただきましたので申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆様、おはようございます。

暦の上では処暑を過ぎ、朝晩は幾分涼しくなってきたのかなと感じるところではありますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。本日もスムーズな議事運営に努めますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼します。

それでは、令和5年和光市農業委員会8月総会を始めます。出席委員は11人中10名ですので、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、4番、本多委員、5番、成田委員を指名します。
よろしくお願いいたします。

◎提出議案

議案第24号 農地法第4条許可申請について

○新坂議長 それでは、議案に移ります。

議案第24号 農地法第4条許可申請について上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第24号 農地法第4条許可申請、議案書の1ページから4ページをご覧ください。

議案書1ページ、議案第24号 農地法第4条許可申請について。

申請者、和光市下新倉三丁目**番**号、Aさん、土地表示、下新倉六丁目**番**、地目、

登記簿、田、現況、畑、面積998平方メートル、目的、貸駐車場兼資材置場。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己資金で農地以外のものに転用するための申請です。埼玉県知事に対する許可申請に当たり、農業委員会としての意見を付するものになります。

先日、委員の皆様には申請地の確認をしていただきましたが、本日配付の写真資料1ページにも写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯についてご説明いたします。

申請者のAさんは、所有農地の全てを耕作し切れないため、経営の縮小を考えておりました。そのような折に、Bさんから貸駐車場兼資材置場として借り入れたいとの申入れがあり、申請者の費用で整備し、Bさんに貸し出すことで合意に至ったことで申請が出されました。

議案書の2ページ目と3ページ目をご覧ください。

申請地の利用計画についてご説明いたします。

申請地には貸駐車場兼資材置場を整備し、西側に出入口を設けます。

周囲はコンクリートブロック2段重ねで積む予定です。

工事の資金調達については、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、計画が妥当であることを確認しております。

次に、面積の妥当性ですが、現在利用している駐車場の敷地は和光市と戸田市に点在しており、その合計面積は2,467平方メートル、これに対し申請地は998平方メートルとなっております。なお、現在使用中の駐車場には、10トンダンプ4台、10トントラック5台、7トントラック9台、4トントラック1台、3トントラック7台が駐車しており、このうち申請地に10トントラックを3台、7トントラック9台、4トントラック2台、3トントラック3台を駐車する予定です。計画面積が妥当かどうかご判断をください。

周辺農地への影響についてですが、南側に農地がありますが、申請者自身が地権者となっているため、問題は生じないものです。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、隣地農地への影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第43条「水道・下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、おおむね500メートル以内に教育施設、医療機関が存する」、こちらに該当し、転用が可能な第3種農地と判断できます。

事務局からのご説明は以上になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等について説明いただきますが、これまでの事務局の説明の中で皆様から何かご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、それでは、事務局、声がけをお願いします。

(参考人入室)

○新坂議長 ご紹介します。

申請者、Aさんの代理人として、C社のDさんにお越しいただきました。

Dさん、本日はお忙しいところありがとうございます。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は、関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明の上、委員の皆様からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手をして議長の許可を受けてから発言するようしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態についてのご説明をお願いします。

○参考人(D氏) 改めまして、C社のDと申します。よろしくお願いいたします。

本件の経緯をご説明させていただきます。

本件の土地の所有者様でございます、A様よりお話をいただいたことがきっかけです。近年、今回の申請地の周りですけれども、農地転用済みの土地が今現在多くなってしまっていて、大型車の通行、また現在、申請地のお隣が今、事業用地として使われている土地なんです、そこが鋼板が建っている土地でございます。特に夏場は日の照り返し等で野菜の作付が厳しくなっている状況でございまして、そんな中、畑以外での活用をしていきたいというような相談をいただきました。

弊社で借りたい方というのをお探ししたところ、今回のB様からご相談をいただきました。今回の借りたいと希望をいただいているB様は、現在、和光の下新倉六丁目に貸手がありますこと、あとは戸田市を中心に幾つか置場があると聞いております。そのうちの1つ、戸田市の美女木***という土地なんですけれども、こちらが周りが住宅街のエリアでございまして、近隣に公園があったりと置場としてはなかなか適さない土地でございます。そんな中から周りの方からダンプの通行や、そういったところで子供がふだん通る場所で危ない

といったご相談をいただいて困っている状況でございました。また、会社としては事業が好調でございまして、今後、事業拡大をしていきたいと検討していた矢先にそういったお話がありまして、美女木の土地の所有者様からもうどうかしてくれないかと。難しいようだったら、出て行ってほしいという話もいただいて、それで土地をお探ししたときに、今回の和光市の土地を見つけていただきました。

今回の和光の土地であると、周りが転用済みの土地も多く、ダンプであったりそういった使用にも周りの方への影響も少なく、今回の使用方法についても非常に適切であると、借主様も考えていただいております。そういった結果で今回、許可申請の届出をさせていただいております。

続きまして、本件の使用の方法でございます。

今回の使用方法としましては、車両の置場兼資材置場として予定しております。また、車両ですが、もともと美女木に止めていたダンプ車というものが4台ございまして、また、事業拡大で予定していました大型のトレーラーというのを2台置く予定で、あとはトラックもプラス2台ということで、合計8台置く想定をしております。

今回は、周りの方にもご迷惑がかからないよう、鋼板は建てない予定でございまして、また、大型車ということで入り口の開放部を約20メートルと広く設けております。これにより車両の出入りというのがスムーズに行えることによって、通行の妨げにもならないような想定をしております。

また資材ですが、こちらが土地の奥の部分に置かせていただく予定でして、水道関係の仕事をしているものであることから、木材や水道の工事に必要なダクティル管と呼ばれる部品、消火栓のブロックなどを全て土地の奥に置く予定です。道路の近くだと、資材が飛んでいたりする危険もあることから、少しでも影響を減らすために、土地の奥の方に置く想定をさせていただいております。

本件の経緯と土地の使用については、ご説明は以上となります。

○新坂議長　ありがとうございました。

ただいま参考人からご説明いただきましたが、委員の皆様から何か質問がございますか。質問のある方は挙手をお願いします。

11番、浪間委員。

○浪間委員　よろしくをお願いします。

申請地の借主さんのお話なんですけど、もともと戸田市を主な拠点にされているようですね。

れども、今回、和光市を選んだ理由というのはどういうことなのかと、戸田市でなく和光でなければならない理由があるのならば、それを教えてください。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D氏） 当初、戸田の方でお探しをしておりますて、結果として戸田のエリアは住宅街というのが非常に多いエリア、あとは、こういった大型車を受入れできるまとまった土地というのが無い状況でございまして、そんな中、都内方面でも仕事をよくしておりますて、戸田と変わらず、都内の方へ通いやすい、行きやすいというところで今回の和光の候補地となっております。

○浪間委員 分かりました。もう一点。

○新坂議長 はい。

○浪間委員 これも先ほど説明にもあったんですけれども、申請地の南側が農地のままと。駐車場ができることによる影響については考慮されているかというところと、もし何か想定外だったりの影響が出た際の対応方法はどのように考えていらっしゃるか。

また、今回、所有者の方などに、農地に与える影響については十分説明を行っているのかという点を伺いたいです。

○新坂議長 参考人。

○参考人（D氏） 当初、今回の借りたいと言っていたB様からは、周りに鋼板もしくは背の低い囲いをつけたいという希望が出ました。ただ、現状、理由書にも書かせていただきましたが、鋼板を建ててしまうと、その照り返し等で野菜に影響が出てしまうといった状況で、土地の所有者様からもそれはやめていただきたいというお話がありまして、今回の鋼板は建てずに、土留めという形でコンクリートブロック2段という形で、奥は3段のものとなり少し高くなるようですが、そういったことでの使用にさせていただきます。

また、周りへの被害が出た場合というところではございますが、万が一、被害が出てしまうようであれば、今回、土地の借主さんにも土地の借りていただく契約をした際に、そのあたりの説明はしっかりさせていただいておりますて、私たちC社が管理をするというところでもあるので、万が一何かあれば、私たちが誠意を持って対応をさせていただきます。そのあたりは借主様にご理解をいただいているところです。

○浪間委員 そうですね、間にC社さんが入ってもらおうということで、今後もし何らかの影響が出たときにはきちんと対応していただくということでお願いいたします。

○新坂議長 波間委員、よろしいでしょうか。

○浪間委員 はい、結構です。

○新坂議長 他に何か質問がある方。

10番、井口委員。

○井口委員 かなり大型の車両が頻繁に出入りすることになると思いますが、先ほど安全に配慮して間口を20メートルぐらい取っているということですが、何か他に考慮されていることはありますか。

○新坂議長 Dさん。

○参考人（D氏） 1番はやはり開口部分を広げたことというのが大きな理由で、道路安全課とも協議をさせていただいたんですが、8メートルの開口というのが道路安全課からの指導でしたが、今回、想定している車両を出入りするに当たっては、やはり8メートルだと入る、出るに当たって切り返しが必要になってしまうという点をしっかり協議をさせていただいた上で、20メートルとさせていただいた経緯がございます。

また、夜間はなるべく使用しないようにという話合いは事前にさせていただいております。以上です。

○新坂議長 10番、井口委員。

○井口委員 くれぐれも事故が起こらないような運用をよろしくお願いします。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何か質問のある方いらっしゃいますか。

8番、田中委員。

○田中委員 今回、鋼板は使っていないということですが、仮に、今後も絶対つけないということでしょうか。

○新坂議長 Dさん。

○参考人（D氏） 現状、もともとの土地の利用状況について借主様、土地の所有者様ともしっかりと話をさせていただいて、野菜への影響も考慮したうえで、今回は鋼板を設置しないことになってはいまして、現時点では変更の予定は無いと回答をいただいております。また、万が一、Bさんが何か変更をしたいといった場合は、全て私たちC社に必ず相談してくださいとお約束しております。

○田中委員 分かりました。

南側も東側も野菜の畑なので、心配は無いかと思いますけれども、その辺は注意していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

3番、富岡委員。

○富岡（浩）委員 ドライバーさんの休憩施設とかトイレはどのように考えているか。

○新坂議長 Dさん。

○参考人（D氏） 本土地にはそういったものは設ける予定はございません。基本的には、戸田の事務所にそういった施設がございまして、何かドライバーさんたちが集まる場合はその戸田の事務所になります。本土地では特に予定はしておらず、基本的には荷物の出し入れといった作業が中心で、この土地で長時間で作業をすることは無いことから、そのようなものは特に設けておりません。

○富岡（浩）委員 分かりました。

○新坂議長 よろしいでしょうか。

他にどなたか質問のある方はいらっしゃいますか。

5番、成田委員。

○成田委員 2点ほどございます。

図面には無いのですが、こちらの土地に照明とか水道などを設置する予定があるのかということと、あと、大雨が降ったときに雨水の処理はどのように考えていて、周りの農地に流れ込んだりすることが無いように何か配慮はされているか、それを伺いたいと思います。

○新坂議長 Dさん、お願いします。

○参考人（D氏） まず、電気設備、照明等、あとは水道の設置というものは予定しておりません。これも事前にBさんにしっかりとヒアリングをして、特に今後そういう予定は無いと伺っております。

また、雨水の処理につきましては、基本的には宅内浸透といった形を予定はしておりまして、ただ、近年、異常気象等で大雨も多いかとは思いますので、基本的には宅内浸透でそういった処理をする予定ではあるんですけども、造成をしていただく会社さんにもそのあたりはしっかりと話をさせていただいて、今後の造成する場合には対策というのをやりながら進めていきたいと思っています。

○新坂議長 成田委員、よろしいですか。

5番、成田委員。

○成田委員 今のお話ですと、対策を事と次第によっては行うということなので、もし変更が

あった場合は変更申請ということが必要になりますので、農業委員会に報告していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○新坂議長 他に質問のある方いらっしゃいますか。

では、私からも質問というかお願いになるんですけども、今回、当該申請地の前面道路というのは、ごみ焼却場へ通ずる道にもなります。時間帯によってはごみ収集車等が頻繁に行き交う道路でもありますし、また、交差点の近くにもなりますので、大型車の出入りに関しては十分注意していただくようお願いします。

○参考人（D氏） はい、かしこまりました。

○新坂議長 では、他に質問のある方、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、無いようですので、質疑応答は以上となります。

Dさん、本日はお忙しいところお越しいただきありがとうございました。

○参考人（D氏） ありがとうございました。

（参考人退室）

○新坂議長 ただいま参考人からご説明や質問に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見はございますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当と意見を付するものとします。

◎提出議案

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 続きまして、議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

議案書の5ページから8ページをご覧ください。

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について。

被相続人、和光市新倉二丁目**番**号、Eさん、相続人、和光市新倉二丁目**番**号、Fさん、土地表示、新倉一丁目****番、二丁目****番のうち一部、****番**のうち一部、下新倉二丁目****番、地目は登記簿全て畑、現況は上から畑、畑、山林、畑、面積は上から1,560、2,096.70、235.76、934、合計4,826.46平方メートル、相続開始の年月日は令和4年12月20日となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は2つございまして、1つ目が被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるFさんからの申請です。

被相続人のEさんは、昭和8年7月27日に出生し、令和4年12月20日に89歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っております。

相続人のFさんは、Eさんの息子で現在61歳、年間農業従事日数は60日です。今回申請された農地は4筆で、いずれも市街化区域内にあります。現在の農地の状況は、富岡和樹委員、富岡宏之委員、本多委員、富澤委員、井口委員にご確認をいただきました。

写真資料の2ページから4ページの写真をご覧ください。これら全て申請地の写真になります。

Fさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 議案第25号から第30号までは2番、富岡和樹委員、3番、富岡宏之委員、4番、本多委員、9番、富澤委員、10番、井口委員に合同で現地確認いただいております。

本議案については富岡和樹委員から現地確認の報告をお願いします。

○富岡（和）委員 先日、現地確認を行った結果、農地の全てについて適正に管理されていたことを報告いたします。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第25号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は承認といたします。

◎提出議案

議案第26号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第26号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第26号 都市農地貸借の事業計画につきまして、議案書9ページから17ページをご覧ください。

本案件は、市街化区域内にある生産緑地の貸借で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請となります。

貸主のGさんと借主のHさんの間で10月から3年間、生産緑地を使用貸借することで合意に至ったことによるものです。

10ページ目をご覧ください。

こちらが事業計画の認定申請書となっており、借主がこの計画を市長に提出し、農業委員会の審議での結果をもって認定をするというものになっております。この計画が認定されることで生産緑地の貸し借りを行うことができ、期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、離作料の支払いを求められることなく農地が確実に貸手に返還されます。

事業計画認定の要件は3点ございます。

1点目は、都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことです。

議案書の11ページの表、こちらのハの（3）という部分をご覧ください。

地産地消を目的として白菜を作付し、収穫後は地元及び都内スーパーへ納品をすると記載されております。こちらが地域の特性に応じた作物を導入すること、都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産を行うと認められることに該当していると認められ、1点目の要件を満たしていると考えられます。

2点目は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことです。

議案書11ページの一番下の欄をご覧ください。

①収穫後の農作物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、除草は適切に行うとの記述があり、周辺の生活環境と調和の取れた都市農地の利用を確保できていると認められ、2点目の要件も満たしていると考えられます。

3点目の要件が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用しているということです。

農地の利用状況につきましては、先ほどと同様、合同で現地確認をいただいております。

写真資料の5ページ及び11ページから17ページをご覧ください。5ページが申請地、そして11ページから17ページが耕作地になります。

以上、事業計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長　こちらは、富岡浩之委員から現地確認の報告をお願いします。

○富岡（浩）委員　現地確認を行った結果、農地の全てについて適正に管理されていることをご報告いたします。

○新坂議長　皆様から何かご意見、ご質問等がありますか。

（発言する者なし）

○新坂議長　よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案について、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長　全員賛成。

よって、この計画は決定されました。

◎提出議案

議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第27号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案27号から30号までは関連がありますので、一括して上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案27号から30号の利用権設定についてになります。

議案27号から30号は、全てIさんが農地の借主になる申請ですので、共通事項は省略しつつ、続けて説明をさせていただきます。

議案書18ページから23ページをご覧ください。19ページについて読み上げさせていただきます。

農用地利用集積計画書。

受付番号5－4、利用権の設定を受ける者、Iさん、和光市下新倉二丁目**番**号、利用権の設定を行う者、Gさん、和光市新倉二丁目**番**号、利用権を設定する土地、新倉四丁目****、現況地目、畑、面積は459平方メートル、設定する利用権の期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日までとなっております。

本案件は、農地の利用権設定で、先ほどの議案第26号と同様、GさんとIさんの間で10月から3年間の期間で使用貸借をするための手続となっております。

同じ農地の貸し借りについてとなりますが、市街化区域内の農地と市街化調整区域の農地では手続が異なりまして、今回は市街化調整区域での申請になります。

制度の違いについてご説明いたしますので、資料の2番をご覧ください。A4の縦の紙です。原則として貸し借りができる農地というところから説明いたします。

今回の利用権設定につきましては、この市街化調整区域内の農地になります。和光市内の場合は、主に市の北部の市街化調整区域になっておりまして、こちらは農業経営基盤強化促進法という法律に基づき、農用地利用集積計画書を市に提出し、農業委員会の承認を受けることで、農地に賃貸借等の権利を設定することのできる利用権設定を行うことで貸し借りができるようになります。

この制度を利用した場合は、貸借期間満了後は必ず貸手に農地が返還され、離作料も発生しないため、安心して貸すことができる制度となっております。

なお、補足ですが、その下、今後の利用権設定制度についてという部分、これまでは農業経営基盤強化促進法に基づくこの利用権設定を使用してましたが、こちらが令和5年4月に改正され、今後、こちらの利用権設定制度は廃止され、以降は農地中間管理機構により、農地の貸し借りをを行う制度に変更される予定です。

ただし、2年間は法律改正の経過措置としてこれまでの利用権設定を行うことができますので、利用権の効力も期限到来までは有効となります。しかし、令和7年度以降は先ほど申し上げた新しい制度に基づいた手続をしていく必要がありますので、今後、その手続は変更になることが予定されています。

また、もう一つの制度、先ほど議案第26号で申し上げましたが、生産緑地の貸し借りの場合は使用する法律が異なります。こちらは、今まで生産緑地の貸し借りはできない制度だったのですが、平成30年に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律により、こちらの貸し借りができるようになりました。

こちらの制度につきましても、利用権設定と同様、貸借期間満了後は必ず貸手に農地が返還され、離作料も発生しないものとなっております。

また、特徴としましては、相続税の納税猶予を受けたままでも貸すことができるものとなっております。

また、補足としまして、原則として貸し借りができない農地というものがあまして、こちらは市街化区域内の農地です。生産緑地に指定されていない、単なる市街化農地については原則として貸し借りができないものとなっております。

それぞれの制度の違いにつきましては、裏面を見てくださいと条件を整理しておりますので、その違いを確認していただければと思います。

では、議案書の19ページに戻ります。

農業委員会の審議の結果、決定となった場合には、市が利用計画を公告し、農用地利用集積計画の定めるところに従って権利設定の効力が発生します。利用権設定を受ける際には5つの要件がございまして、この要件についてご説明いたします。先ほどの資料2の裏面を改めてご覧ください。

補足と書いてある利用権設定を受ける5つの要件についてです。計画を承認する際は、これら5つ全てを満たしている必要があります。まず1つ目、耕作の事業に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められること、2つ目、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められること、3つ目、利用権設定を受ける土地を効率的に耕作を行うことができる

と認められること、4つ目、その者が農業によって自立しようという意欲と能力を有すると認められること、5番目、その者の農業経営に主として従事すると認められる15歳以上60歳未満の青壮年の農業従事者がいることとなっております。

議案書に戻りまして、21ページをご覧ください。

権利設定を受けるIさんは現在58歳で、今年度の8.1調査において、年間農業従事日数は320日です。この他、妻が58歳で280日、長男が30歳で120日、次男が28歳で300日、実習生が2人おり、それぞれ27歳と26歳で300日と90日となっており、労働力は6人合計で1,410日となっており、所有されている農機具等の状況からも先ほどの要件を全て満たしているものと考えられます。

農地の現在の利用状況は、先ほど富岡委員からご報告いただいたとおりとなっております。

写真資料6ページ及び11ページから17ページをご覧ください。6ページが申請地、11ページから17ページがその他の耕作地となっております。

なお、11ページから17ページは、議案30号まで共通のIさんの耕作地となっております。

引き続き、議案第28号についてご説明いたします。

議案書の24ページから29ページをご覧ください。25ページについて説明いたします。

農用地利用集積計画書。

受付番号5-5、利用権設定を受ける者、Iさん、和光市下新倉二丁目**番**号、利用権設定を行う者、Jさん、和光市新倉二丁目**番**号、利用権を設定する土地、新倉八丁目****-**、****-**、****、****、現況地目は全て畑、面積は上から145、236、834、1,300平方メートル、設定する利用権の期間は令和5年の10月1日から令和8年の9月30日までとなっています。

本案件は、JさんとIさんの間で10月から3年間の期間で使用貸借をするための手続となります。

写真資料は7ページと8ページ、こちらが申請地となっています。

続きまして、議案第29号について説明します。

議案書30ページから35ページをご覧ください。31ページを読み上げます。

農用地利用集積計画書。

受付番号5-6、利用権の設定を受ける者、Iさん、和光市下新倉二丁目**番**号、利用権の設定を行う者、Kさん、和光市新倉二丁目**番**号、利用権を設定する土地、新倉四丁目****番、****番、現況地目はいずれも畑、面積は上から593、758平方メートル、設定する

利用権の期間は令和5年の9月1日から令和6年の3月31日まで。

本案件は、KさんとIさんの間で9月から7か月間の期間で使用貸借をするための手続となります。本申請の期間が短い理由としましては、今後、新倉四丁目で区画整理事業の開始が予定されており、それが始まるまでの期間としているためです。

写真資料は9ページをご覧ください。9ページが申請地になります。

続いて、議案第30号について説明いたします。

議案書の36ページから41ページをご覧ください。37ページを読み上げます。

農用地利用集積計画書。

受付番号5－7、利用権の設定を受ける者、Iさん、和光市下新倉二丁目**番**号、利用権の設定を行う者、Lさん、和光市新倉一丁目**番**号、利用権を設定する土地、新倉八丁目****のうちの一部、現況地目は畑、面積は499平方メートル、設定する利用権の期間は令和5年9月1日から令和8年の8月31日までとなっています。

本案件は、LさんとIさんの間で9月から3年間の期間で使用貸借をするための手続となります。

写真資料は10ページをご覧ください。10ページが申請地となっております。

以上、議案第27号から30号までの農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

こちらは、先ほどと同様、合同で現地確認をいただいております。

本多委員から現地確認の報告をお願いします。

○本多委員 先日、全ての農地を現地確認してきました。その結果、全ての農地は適正に管理されていることを確認しましたことをご報告いたします。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第27号から30号までにつきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第27号の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、議案27号の計画は決定されました。

次に、議案第28号の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、議案28号の計画は決定されました。

次に、議案第29号の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、議案29号の計画は決定されました。

次に、議案30号の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、議案30号の計画は決定されました。

◎提出議案

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第31号 農用地利用集積計画の決定について上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第31号 利用権設定について。

議案書42ページから47ページをご覧ください。43ページについて読み上げます。

農用地利用集積計画書。

受付番号5－8、利用権の設定を受ける者、Mさん、和光市白子三丁目**番**号、利用権の設定を行う者、Nさん、和光市新倉三丁目**番**号、利用権を設定する土地、和光市新倉七丁目****－**、****、現況地目はいずれも畑、面積は上から500のうち339、628平方メートル、設定する権利の期間は令和5年9月1日から令和8年8月31日までとなっています。

本案件は、MさんとNさんの間で9月から3年間の期間で使用貸借をするための手続となります。

利用権の設定を受けるMさんは現在60歳で、今年度の8.1調査での年間農業従事日数は300

日です。その他、農業従事者が3名おまして、4名で合計労働数が920日となっております。所有されている農機具等の状況からも5つの条件は全て満たしていると考えられます。

農地の利用状況については、成田委員、小寺委員、吉田委員、田中委員に合同で確認をいただいております。

写真資料は18ページから26ページになります。18ページが申請地で、19ページから26ページが耕作地となります。

以上、農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案31号から33号までは5番、成田委員、6番、小寺委員、7番、吉田委員、8番、田中委員に合同で現地確認をいただいております。

成田委員から現地確認の報告をお願いします。

○成田委員 現地確認を行った結果、農地の全てについて適正に管理されているということをご報告申し上げます。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この計画は決定されました。

◎提出議案

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画の決定について上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 議案第32号 利用権設定について。

議案書48ページから53ページをご覧ください。49ページを読み上げます。

農用地利用集積計画書。

受付番号５－９、利用権の設定を受ける者、〇さん、和光市新倉三丁目**番**号、利用権の設定を行う者、Ｐさん、新倉二丁目**番**号、利用権を設定する土地、下新倉六丁目****ー**、****ー**、****ー***、現況地目は全て畑、面積は上から571、0.02、426平方メートル、設定する権利の期間は令和５年10月１日から令和８年９月30日までとなっております。

本案件は、〇さんとＰさんの間で10月から３年間の期間で使用貸借をするための手続となります。

利用権設定を受ける〇さんは現在46歳で、年間農業従事日数は200日、この他、農業従事者が２名いまして、合計の労働日数が700日となっております。

所有されている農機具等の状況からも要件を全て満たしていると思われます。

現在の利用状況については、先ほどと同様、合同で確認していただいております。

写真資料は27ページから36ページで、27ページが申請地、28ページから36ページまで、こちらが耕作地となっております。

以上、農用地利用集積計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長　ありがとうございます。

こちらは小寺委員から現地確認の報告をお願いします。

○小寺委員　現地確認を行った結果、農地の全てについて適正に管理されていたことをご報告いたします。

○新坂議長　ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長　よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長　全員賛成。

よって、この計画は決定されました。

◎提出議案

議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○**新坂議長** 続きまして、議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○**事務局（江口）** 議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

議案書の54ページから56ページをご覧ください。54ページについて読み上げます。

議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

農業相続人、和光市新倉三丁目**番**号、Qさん、土地表示、新倉八丁目****番**、****番、****番、****番、登記簿地目は全て畑、現況も全て畑、面積は上から789、998、927、1,217、合計3,931平方メートル。

本案件は、朝霞税務署から相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について照会があり、これに対して回答をするものです。

現在は、生産緑地、市街化調整区域問わず、終身営農することが納税猶予を受ける条件となっておりますが、平成21年までに市街化調整区域内において納税猶予の適用を受けた農地については、20年の営農で納税の免除が確定することとなっております。

当議案は、平成16年に納税猶予の適用を受けてから20年営農を続けたため、納税の免除を確定させることに問題が無いかの確認を農業委員会に対して求めるもので、問題ないと回答した場合には税務署での手続の後、免除が確定することとなります。

現在の農地の状況は、合同で確認をいただいております。

写真資料37から38をご覧ください。37、38が申請地となっております。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について適正であるかどうかについてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○**新坂議長** ありがとうございます。

こちらは吉田委員から現地確認の報告をお願いします。

○**吉田委員** 現地確認を行った結果、農地の全てについて適切に管理されていることをご報告いたします。

○**新坂議長** ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

以上で提出議案の審議を終結します。

◎協議事項

①令和5年和光市農業委員会9月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和5年和光市農業委員会9月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 協議事項①令和5年和光市農業委員会9月総会の日程についてですが、9月25日月曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は、今回と同じ市役所6階602会議室です。

なお、10月総会につきましては、まだ会議室を抑えておりませんが、10月25日前後の開催を予定しております。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 9月総会の日程ですが、9月25日月曜日の午前10時からということですが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

会議室の都合で25日以外の開催は困難なため、できるだけ25日になるように調整していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、9月25日月曜日の午前10時から、場所は6階602会議室でお願いします。

また、10月につきましては25日前後の予定とのことですが、現時点で都合の悪い方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

ご都合の悪い委員がいらっしゃったら、10月25日前後の午前10時からで調整してください。
それでは、9月は25日の予定でよろしくお願いいたします。

◎協議事項

②市民まつり農産物共進会の開催方法について

○新坂議長 続きまして、協議事項②市民まつり農産物共進会の開催方法について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項②市民まつり農産物共進会の開催方法について。

本日配付の資料3をご覧ください。

今年度の共進会については、7月総会にてご説明をさせていただいたところですが、現在、例年規模の実施に向けて準備を進めているところです。

そこで、実行委員会を9月末頃に開催し、その際、検討課題として資料3に書いてある検討課題の1と2という、この2点を議題として挙げたいと考えております。

内容を簡単にご説明いたしますと、まず、検討課題1、人参坪掘り共進会実施の是非についてというものになります。

人参共進会は、コロナの影響で市民まつりが中止となる以前より参加者が低迷しており、毎年同じ参加者での開催が続いておりました。また、開催の時期も、ニンジンの収穫には若干早く、成育し切っていないことが多いことも、参加を見合わせる方が多かった原因となっております。昨今、和光市では少量多品目生産が主流となっているため、ニンジンのみに焦点を合わせた人参共進会は、時代にそぐわない面も出てきているかと思えます。

このため、今回の共進会より、人参共進会を実施しないことを実行委員会に提案してよろしいか、皆様のご意見をいただきたいと思いますと考えております。

続いて検討課題2点目、新たな展示・体験会、出展項目等の実施についてということです。

こちらは、人参共進会の代わりに新たな取組を実施するかどうかという提案になります。前回までの実行委員会などで、和光の農業をPRする展示や収穫体験などの体験型イベントを実施してはどうかなどの意見をいただいております。なので、事例を提案していただくものになります。

事務局からの例としましては、下の実施する場合の例というところをご覧ください。1つ目、農業収穫体験、簡易的な箱などに土や農産物を入れて農機具や手で収穫させる、児童を対象とした体験イベントになります。2番目が農業体験、簡易な箱に土を入れて苗などを植

えて農産物の育て方を学ぶ、こちらも児童を対象としております。また、泥んこ遊び、土を入れた箱などにおもしろ野菜を埋めまして収穫させる、泥と触れ合うような体験を例としております。こういったものがまず私どもの案として挙げさせていただいております。

4年ぶりの通常開催となり、共進会を経験したことの無い方もいる中、どこまで新しいことができるか難しい側面もあるかと思っております。なので、こうした新しい取組についてどういうふうに行っていくべきかどうか、皆様のご意見をいただきたいというふうを考えております。

以上2点について、ご協議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった2つの検討課題について、農産物共進会実行委員会、こちらの議題としてよいか、また、内容について皆様からご意見をいただきたいと思います。

それでは、検討課題1、こちらについて皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、こちらは指名をしてご意見を伺いたいと思います。

では、市民まつり実行委員の本多委員、いかがでしょうか。

○本多委員 坪掘り、うちの地区の上之郷なんですけれども、ほとんどそういう坪掘りには参加していないんですよ、最近は。恐らく下新倉の地区だとかでまだたくさんニンジンを作っている方がいらっしゃるんで、そちらのほうが中心になるのではないかと。ただ、同じ方がずっと出して、出している方の人数もだんだん減ってきていますからね。私は、やめるのは寂しい気持ちもしますが、これだけ出す方も少なくなってくると、やはり考えていかなくはならないのかなというふうに思います。

○新坂議長 2番、富岡委員。

○富岡（和）委員 前回の参加者8件いらっしゃいますが、この方たちは率先して自分で手を挙げて参加されているんですか。

○新坂議長 では、事務局、お願いします。

○事務局（江口） 前回参加いただいた全ての方は、事務局からお願いしていた状況です。是非手を挙げていただきたいところでしたが、厳しい状況が続いていたところでございます。

○富岡（和）委員 ありがとうございます。

ただ、和光市は、ニンジンが昔は盛んだったじゃないですか。それがやはりなくなるということは寂しいし、もう一年はやってみたらどうかなという、少し思うところもあります。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何かご意見のある方いらっしゃいますか。

7番、吉田委員、どうでしょうか。

○吉田委員 私もそんなに人参は作っていないんですよね。うちの周りでそういうやられている農家さんも減ってきて、これをやるのに市の職員さんとか農家さんとか誰が誰のために、誰が喜びを感じてやっているかという問題が。

ですから、本多委員がおっしゃった、残念なんですけれども、時代にそぐわない方法のよ
うに自分は感じる。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見のある方は。

5番、成田委員。

○成田委員 すみません、そもそもの話なんです、人参坪掘り共進会というのはどのような、
実施内容がちょっと見えないんですが。

○新坂議長 では、事務局、お願いします。

○事務局（江口） まず、これまでは市内でニンジン育てている方が和光市にたくさんいら
っしゃいまして、参加される方のニンジン畑に行って、栽培されているニンジンを一定間隔
で坪掘り、抜いていきます。これを集めて並べ、その中で大きさや見栄え、形を比較をし、
A、B、Cのランクをつけて、一番いいランクのものがどれだけの量あるかということで、
その畑を点数づけしていきます。その点数を競い、一番良いニンジンをより多く作った方が
最優秀として表彰するというものになります。

過去、和光市はニンジンの特産地ということで、ニンジンを全国的にPRしていた歴史が
あるので、ニンジン農家の方の意欲を高めるという意味で、こういう催しを実施していたと
いう経緯がございます。

○新坂議長 ありがとうございます。

5番、成田委員、どうでしょうか。

○成田委員 ということは、掘った方が賞をもらえるというか、そういうことではなくて、そ
の畑のニンジンに対して賞が与えられるということですか。

○新坂議長 そうですね、畑の所有者、耕作者に対してということですね。

ここ最近、実際、掘るときは公正にちゃんと掘れるように、実行委員並びにさいたま農林
振興センターの普及員の方が集まって掘るわけなんですね。なので、掘った人ではなくて、

その土地の所有者、耕作者に対しての表彰という形になります。

○成田委員 他の野菜についてのそういった評価というのはあるんですか。

○新坂議長 特定の野菜ということは無いですね。ニンジンに特定したものにになります。

○事務局長（平川） 農産物共進会というのはあって、特にニンジンだけを抜き出したのが人参共進会になっています。

○成田委員 では、他の野菜についても評価があるということですね。

○事務局長（平川） はい。

○成田委員 分かりました。ありがとうございます。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にどなたかご質問等ある方いらっしゃいますか。

10番、井口委員。

○井口委員 私もニンジンを少し作っているんですけども、10年ぐらい前に人参共進会に出す農家が少ないから出してくれと言われて出したら、その年は本当にひどいニンジンだったんです。皆さんには迷惑をかけちゃったかなと思って、出さないほうがよかったかなとも思いました。

○新坂議長 決して迷惑ではないですけども。

○井口委員 ダメな年もあるので無理にやらなくても、時代の流れといえますか。昔こういうのがあったねでいいんじゃないですかねと思うんですけども。

○新坂議長 8番、田中委員。

○田中委員 うちもそうなんですけれども、毎年やってくれとお願いされる。品種によって出来も変わるし、最近は種をまく時期も遅くなっているんですよね。だからもし、今年度久々に開催するなら、4～5件集まらなければその時点で中止にする、ということでもいいかと思っています。

○富岡（和） 品種によって時期は決まっちゃっているでしょう。まつりに合わせて調整するのも難しい。

○本多委員 前は8件の方が出していますよね。その方たちに意見を聞いてみたらどうでしょう。

○新坂議長 8件といっても同じ家族で別の圃場からで出しているところもあるので家単位で言えば6件ですね。

田中委員からご提案があったように、初めから無しとするのではなく、一度募集してみて、

その集まり具合を見てからというのがいいのかなと感じますが。

○**本多委員** 中には熱心な方もいると思います。

○**新坂議長** では、検討課題1につきましては、一度前回参加者に意向を確認するという事で事務局は進めてください。

では、続きまして、検討課題2、人参坪掘り共進会に代わる新たな展示・体験等について何かご意見やアイデアのある方、いらっしゃいましたらお願いします。

11番、浪間委員。

○**浪間委員** 質問なんですけれども、これは泥んこ遊びとか農業体験を行う場所というのはどこになりますか。簡易的な箱を置くということなんですけれども、小ホールの前にスペースはないと思いますが。

○**新坂議長** 小ホール、ホワイエの前に設置するのは、場所的に少し厳しいかなとは思いますがね。

○**浪間委員** 外にテントも無かったと思います。どこか場所があるなら、泥んこ遊びなどはすごくお子さんは喜ぶと思うんですけれども、屋内は泥で大変なことになっちゃいますが。

○**新坂議長** 私も少し考えてきまして、和光の農業に関するクイズ大会、マニアックな問題も含めて、例えば10問クイズ出して、何問以上正解した人には何か、共進会で出ている野菜から好きなものをとかという、プレゼントをつけたら人が集まるかなとか考えてみました。

また、クイズの内容に関しても、和光の農業について知ってもらおうということで、例えば和光の農業の件数はこれだけいるとか、あとは和光の農地の面積、あとは直売所の名前は何ですかとか、市内には庭先販売がどれくらいありますかとか、より和光の農業について市民の方について知識を深めてもらうような問題ということでクイズを出してみても、景品をつけたらちょっとは盛り上がるかなと。あまり人が集まり過ぎても難しいので、人数を限定してという形でやってみてはどうかなと考えてみました。

2番、富岡委員。

○**富岡（和）委員** そもそも初めてなんですけれども、市民まつりに農業委員としてはどういった役割を当日担うんですか

○**新坂議長** では、事務局、お願いします。

○**事務局（江口）** 農業委員会ではまず共進会実行委員会を立ち上げて、その中に農業委員が実行委員として入っていただいて企画などを考えていただきます。また、準備も含めて当日は運営に直接携わっていただく予定です。会場の設営や管理といったものになります。

また、審査委員会も別に設けて、そちらにも入っていただくと。

○富岡（和）委員 役割がたくさんあると思いますが、我々だけで人数が足りない場合、補助していただく人はいらっしゃるのでしょうか。

○事務局長（平川） 農業委員のほか、農協や集落支部長さんと一緒にやっていただく形になっています。

○富岡（和）委員 分かりました。

○新坂議長 他に何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

5 番、成田委員。

○成田委員 先ほど会長からお話があったように、実施の例だと思うんですが、クイズ大会というのはすごく今どきのお子さんたちも喜ばれるかなと思います。あまり高度なクイズだと難しいですが、子供たちは意外とこの畑のこの葉っぱは何ができるんだろうというのを知らないんですよね、実際に農家に関わりが無いお子さんが多いので。

なので、例えばこの畑のこの葉っぱはやがて何になるかとか。そういった勉強をしながら興味を持てるような、お子さんたち向けのものもあるといいのかなと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。そうですね、僕もそう思います。

では、他に何かご意見、ご質問等ありましたら。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいでしょうか。

こちらの協議事項についてはなかなかすぐには決められないと思います。まずは人参共進会をどうするのか決まってから再度検討を行うということではどうでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、事務局はそうように準備を進めてください。

◎協議事項

③その他

○新坂議長 続きまして、協議事項③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 協議事項③その他。

和光市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。
資料の4-1～3をご覧ください。

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、その内容を踏まえ埼玉県
の農業経営基盤強化促進に関する基本方針が変更されたため、和光市の農業経営基盤の強
化の促進に関する基本的な構想を変更するものとなります。

基本構想とは、和光市の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得るものとな
るよう、将来の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定
めたものとなります。

こちらの構想につきましては、和光市の市長部局が制定するものになりますが、農業委員
に意見照会をするものと定められているため、今回、農業委員の皆様にご説明するものとな
ります。

今回ご説明するものは素案になりますので、確認いただいた後、来月9月の総会で再度、
協議事項としてお伺いいたしますので、ご意見がある方はそちらでご発言をお願いいたしま
す。

また、先ほど令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたと申し上げましたが、
まずそちらについて簡単にご説明いたします。

資料の4-3をご覧ください。

今回の改正で基本構想を制定している市町村は、地域における農業の将来の在り方につい
て協議の場を設け、地域計画を制定しなくてはならないとなりました。和光市も基本構想を
制定しているため、地域計画を制定する必要があります。

この地域計画についてですが、右下の現状と目標地図と書いてあるところをご覧ください。

現状の圃場がばらばらになっているものを地域の話合いを通じて右側の圃場が整理された
状態の目標地図を作ることを地域計画と言います。和光市の場合は、まとまった圃場は新倉
八丁目、アグリパーク周辺にしか存在しないので、こちらで地域計画を作ることになるかと
思われます。今回の構想の変更については、この地域計画の内容を盛り込んだものとなりま
す。

主な変更点についてご説明いたします。

資料4-1と4-2をご覧ください。

資料1の2ページになります。

第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標の部分となります。赤字になっているところ
が主な変更点となります。

まず、4番の農業経営基盤強化方策について、「地域計画の作成・更新を通じた地域の話

合い等により、農用地の集積や集約を図る。」という旨を追加しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する経営類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の部分です。

こちらは、様々な営農類型での指標を示しております。追加項目はGAP関連、削除項目としては、今までは肉用牛の経営とかシイタケの経営というものが記載されていましたが、和光市ではあまり行われていないため、営農類型ごと削除しております。

続きまして、12ページをご覧ください。

第4の農業を担う者の確保及び育成に関する事項の部分です。

農業経営を行う人材の確保のために市が行う取組や関係機関との連携、役割分担などを追加しております。

続きまして、13ページをご覧ください。

5の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の部分です。

地域計画の実現に向けて農用地の集約を進めるため、関係機関が一体となって分散圃場の状況を解消する旨を追加しております。

続きまして、15ページをご覧ください。

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い廃止されまして、今後は中間管理機構を介して地域計画に基づいて農地の貸し借りを行うこととなります。ただし、経過措置として、令和7年3月31日までは利用権設定を行うことができます。ここでは、今までの利用権設定についての記載があるため、全て削除しております。

続きまして、20ページをご覧ください。

こちらでは、地域計画の協議の場の設置や区域の基準、策定の進め方、地域計画に基づく農用地の利用権設定の進め方について追加しております。

続きまして、24ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項についてですが、こちらについては、先ほどの12ページで同じような農業を担う者の確保及び育成に関する事項で同じ内容がございますので、削除しております。

続きまして、30ページをご覧ください。

こちらの別紙1、別紙2につきましては、利用権設定に関する内容であるため削除してお

ります。

説明としては以上になりますが、こちらが先ほど申し上げたとおり、9月総会にて承認をいただく予定ですので、皆様には次回までに内容をご確認いただき、ご意見がある場合は事務局までお願いいたします。

説明は以上となります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました基本構想の変更についてです。

基本的には県の方針の変更に合わせた修正ということになりますので、一部、市内で実行していないものは削除しているところではありますが、和光市独自の変更があるものではありません。

このため、なかなか意見というのも難しいとは思いますが、一度内容を読んでいただき、何かあれば次回までにご意見、ご質問をお願いいたします。

現時点で何かありますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいですか。

なければ、事務局でその他協議事項はありますか。

○事務局（江口） その他についてはございません。

○新坂議長 承知しました。

では、協議事項は以上とします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決についてです。

議案書の57ページから73ページまでをご覧ください。

今月の会長専決は、4条届出が2件、5条届出が9件となっており、現地の状況は写真資料の39から49ページとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

写真の補足をいたしますと、会長専決第1号と2号、39ページと40ページ、こちらが4条届出となっておりますので、申請者自ら転用を行うものになります。2号は、生産緑地だった

農地が生産緑地指定を解除したため、新たに転用されるものになります。

3号は5条届出で、所有権移転を伴う申請になり、こちらも生産緑地の解除に伴う転用になります。

4号から10号、42ページから48ページ、こちらは区画整理地内の転用の認定になりまして、既に開発が進んでいるところになります。

最後、会長専決11号、49ページ、こちらは賃借権となっており、所有権はそのままですが、農地を貸して転用し、共同住宅を建てる内容となっております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 よろしいでしょうか。

よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告については、写真資料の50ページをご覧ください。

8月22日または23日が皆様の共通事項としまして申請地に現地確認となっており、本日25日の農業委員会8月総会、こちらが8月の皆さんの共通事項となっております。その他に個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方は、その旨を活動報告書にご記入をお願いします。

また、皆さん、今回、農業委員に任命された際に、各集落でお祝い会などの懇親会等をされた方もいらっしゃると思いますが、そちらも地域の話合いになりますので、農業委員の活動に含んでいただいて大丈夫です。

農業委員の活動実績は県に報告をしておりまして、活動回数に応じた補助金の算定基準にもなっておりますので、積極的な報告をお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をしてください。

(発言する者なし)

○新坂議長 ごいませんか。

それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他、事務局より説明をお願いします。

○事務局（江口） 諸報告③その他についてですが、2点報告がございます。

1点目は農家だよりになります。

本日配付資料の5をご覧ください。A3の資料になります。

内容を簡単にご説明させていただきます。

まず、1つ目、農産物共進会実行委員会開催の記事になります。まだ日程や内容は決まっていないため仮の記事となっておりますが、この後、内容を作成し、発行させていただくこととなります。

また、その下の記事が8.1調査へのご協力感謝の記事です。

また、右の方は生産緑地のあっせんの記事、その下がまた台風シーズンが始まりますので、対策をお願い、さらにその下が病虫害発生が出ているという報告がありましたので、啓発の記事となっております。

また、裏面がまだ暑さが大分続くということで、熱中症警戒の記事となっております。

農家だよりにつきまして、以上2点になるんですが、何かそれについてご意見、ご質問等がある場合は、後ほど伺います。

2点目、9月の各委員の会議等の予定になります。

9月の皆様の予定については、共通事項として11日の研修会がございます。

資料の6をご覧ください。

農地利用最適化活動活性化研修会と題しまして、9月11日月曜日に羽生市で開催されます。こちらについてはバスを借り上げておりますので、現地まで同乗いただき、下記の内容について講義を受けていただくという内容となっております。

その他、委員の皆さん、会議出席等ございましたら、報告いただければと思います。

事務局からは以上となります。

○新坂議長 事務局、羽生の研修会なんですけれども、この集合時間というのは。

○事務局（江口） バスの出発時間が9時頃になりますが、詳細はまた後日お知らせいたします。

○新坂議長 他に何か皆様からご質問等あれば。

4番、本多委員。

○本多委員 7月、先月の27日なんですけれども、市民まつりの実行委員会の、部会が2つに分かれていまして、広報部会の話を聞いてきました。10時から市役所で行われまして、これが第2回ですが、第1回は会長が出席されて、第2回から私が引き継いだという形になります。

そこで検討事項としてあがったのが、今年の市民まつりのポスターをどうするか。3種類あった中から選ぶということで、次回またお知らせできると思います。

その他にパンフレットのデザインやアンケート調査についても協議しました。

皆さん本当に積極的にやられていて、会議も2時間半ほどかかりました。そういうところもありまして、例年よりにぎやかに市民まつりができるかなと思っております。

次の予定としては、模擬店参加団体説明会というのが9月5日にあります。さらにその次が第3回実行委員会で、9月13日の水曜日の10時から開催の予定になっています。

○新坂議長 ありがとうございます。

市民まつりもこれから忙しくなってくるので、会議等も多くなり申し訳ないですが、引き続きよろしくをお願いします。

他に何か報告のある委員さんはいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○新坂議長 よろしいですかね。

事務局。

○事務局長（平川） 9月の議会が8月31日から開会し、9月27日が閉会日になっております。

この開会日と閉会日に会長にご出席いただく予定になっています。

以上、報告いたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

他に何か報告、ご意見等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、無いようですので、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○新坂議長 皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、令和5年和光市農業委員会8月総会を閉会いたします。

皆様、長時間にわたりお疲れさまでした。

閉会 午後 5時20分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員